

公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の給与及び退職手当の基準について

I 地方独立行政法人法における職員の給与等の定め

地方独立行政法人法第57条に、職員の給与等（退職手当以外の給与及び退職手当）について定められている。

○地方独立行政法人法

（職員の給与）

第57条 一般地方独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

2 一般地方独立行政法人は、その職員の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準をそれぞれ定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準は、当該一般地方独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定めなければならない。

II 基本的な考え方

法人移行時は、職員の給与及び退職手当については、原則として移行前と同等のもの（法人移行時における愛媛県の制度及び運用に準じること）とする。

III 職員給与（退職手当を除く。）の支給基準

給料及び諸手当を支給

1 給料

(1) 給料月額

教育職員給料表及び事務職員給料表に基づき決定する。

(2) 給料の調整額

勤務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比べて著しく特殊な職に対し、適当でないとき認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定める。

給料月額の100分の25の範囲内

2 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当

手当	内容	支給額
扶養手当	扶養親族のある職員に対し、その扶養親族の種類、人数に応じ支給する。	配偶者 13,000 円 子、父母等 6,500 円 (子の特定加算 5,000 円/人)
住居手当	職員が自ら居住のために住宅を借り受け、又は所有している場合に支給する。	借受の場合 家賃額に応じて支給（上限 27,000 円） 所有の場合（H27.3.31 廃止） H26.4.1～2,500 円
通勤手当	職員の通勤手段に応じ支給する。	交通機関の場合 運賃に相当する額（上限 78,000 円/月） 自動車等の場合 通勤距離に応じて支給（2,500 円～47,200 円）
単身赴任手当	異動に伴い、単身赴任をすることとなった職員に支給する。	26,000 円（H30.4.1～：30,000 円） 交通距離に応じて加算

手当	内容	支給額
特殊勤務手当	著しく特殊な勤務に従事する職員に対し、勤務の特殊性に応じて支給する。	<u>特に危険性を有する薬品を取り扱う業務</u> 200円 <u>病理細菌を取り扱う業務</u> 200円
時間外勤務手当	所定の勤務時間以外の時間に勤務を命ぜられた職員に支給する。	<u>平日時間外</u> 1時間当たり給与額の100分の125（深夜である場合は100分の150） <u>週休日</u> 1時間当たり給与額の100分の135（深夜である場合は100分の160） <u>1か月の時間外勤務が60時間を超える場合</u> 上記の率に100分の150（深夜である場合は100分の175）
休日勤務手当	休日に勤務を命ぜられた職員に支給する。	1時間当たり給与額の100分の135
管理職員特別勤務手当	管理職員が休日又は休日以外の日の午前零時から午前5時までに勤務した場合に支給する。	<u>休日</u> 当該職に応じ支給（12,000円～6,000円） <u>休日以外の日の午前零時から午前5時</u> 当該職に応じ支給（6,000円～3,000円）
管理職手当	管理・監督の地位にある職員に、その職の特殊性に基づいて支給する。	職員の職務の級及び当該職に応じ支給（ただし、平成30年3月31日までは、55歳を超える職員については1%減額）
初任給調整手当	教員のうち、医師である者に支給する。	月額307,900円の範囲内
期末手当	基準日（6月1日及び12月1日）に在職する職員に支給する。	職員の給料月額、職制上の段階、在職期間等に応じ支給 年間2.6月分 （特定幹部は2.2月）
勤勉手当	同上	職員の給料月額、職制上の段階、勤務成績等に応じ支給 年間1.5月分 （特定幹部は1.9月）

3 給与の減額措置（平成22年12月1日～平成30年3月31日）

愛媛県職員に準じて、55歳を超える職員に対する給与月額を1%減額（ただし、教育職員については4級、事務職員については6級以上が対象）

IV 退職手当の支給基準

法人を退職（解雇されたものを含む。）した職員に支給する。ただし、懲戒解雇の処分を受けた場合等を除く。

退職時の給料月額、退職事由、勤続年数に応じ支給する。

V 職員給与規程について（別紙1）

VI 職員退職手当規程について（別紙2）